

県議会の役割

“豊かで住みよい秋田県”にすることは、県民共通の願いです。この願いを実現するために、県民の代表者である議員が、県の条例や予算など、県政を進める上での重要な事項を決定しています。この議員で構成される議決機関が「県議会」です。

そして、県議会で決定された方向に沿って、道路や学校を建設したり、医療や福祉の向上など、県の施策を実行するのが知事(執行機関)の役割です。

県議会は議決機関として、知事は執行機関として、それぞれの役割を果たしながら、協力して秋田県の発展に努めています。

県議会の仕事

県が施策を実行するためには、知事が中心となって事業等の計画を立て、条例や予算などを議会に提案します。県議会では、それらが県民のために本当に役立つものかどうかを調査し、審査して決定することになります。

県議会には、法律によって大きな役割・権限が与えられており、その主なものは次のとおりです。

県議会	議決	<ul style="list-style-type: none"> ● 条例を制定・改正・廃止する ● 予算を決定する ● 法律や条例で定められている重要な事項を決定する
	認定	● 決算を審査し、認定する
	選挙	● 議長・副議長や選挙管理委員などを選ぶ
	意見書の提出	● 県民の利益になるように関係行政庁に要望する
	調査・検査	● 県の事務が適正に行われているかどうかを調査・検査する
	請願等の受理	● 請願・陳情などを受け付けて審査する
	同意	● 副知事・行政委員の選任・任命に同意する

請願・陳情

県民の皆さまの要望・意見を県政に反映させる方法として「請願」や「陳情」などがあります。

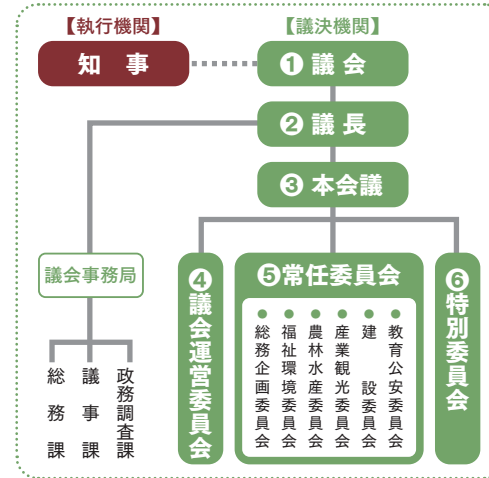
「請願」は、所管の常任委員会等で審査し、本会議において採択または不採択の決定を行います。

採択されたもののうち、執行機関(知事等)で処理することが適当なものは、これを執行機関へ送付し、県政への反映に努めます。なお、**請願は県議会議員1名以上の紹介(署名又は記名押印)が必要**です。

「陳情」は、所管の常任委員会等に送付又は報告されます。請願と異なり、採否の決定はなされません。

「請願」「陳情」は、どなたでも提出することができます。受付は議会事務局議事課で行っています。

県議会のしくみ



① 議会(定例会・臨時会)

定例会は年2回(2月～7月、9月～12月)開かれます(ただし、県議会議員の改選が行われる年は年3回)。臨時会は、特に必要がある場合に開かれます。

② 議長

議長と副議長は、議員の中から選挙によって選出されます。

議長は、県議会を代表し、議場の秩序を保ち、議事を整理し、議会をまとめる大きな権限を持っています。

③ 本会議

本会議は、議員全員で構成される会議であり、提案された議案などについて最終的な意思が決定されます。

④ 議会運営委員会

議会が公正で円滑に運営されるように、議案の審議日程や採決の方法などを協議するための委員会です。

⑤ 常任委員会

常設されている委員会で、所管する分野別に議案などを詳しく審査します。

議員は、いずれか1つの常任委員会に所属しています。

⑥ 特別委員会

複数の常任委員会にわたる事項や、特に重要な事項を審査する必要がある場合に、臨時的に設置される委員会です。

議案(予算・条例等)が決定されるまで

